

広報ふくちやま パブリックコメント特集

パブリックコメントとは？

計画や条件などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などに広く意見をお聞きし、その結果を計画などに反映させることによって、市民目線・市民本位の行政を進めるものです。

『第2次福知山市地域福祉計画(案)の概要』

『福知山市原子力災害住民避難計画(案)』

『「地域主権改革」に伴い制定・改正する市条例(案)』

※これらの計画(案)は、各担当課窓口・情報公開コーナー・各支所窓口・市ホームページで閲覧できます。

※電話による受付は行いません。また、ご意見に対しての個別の回答は行いません。

※原則、意見提出者名などは公表しません。

第2次福知山市地域福祉計画(案)の概要

【基本理念】

絆でつくる 共に幸せを生きるまち ふくちやま

【基本方針】

- 基本的人権の尊重
- 住民参加と協働
- 共に生きる社会づくり
- 男女共同参画
- ユニバーサル社会*の形成



【基本目標】

① 地域福祉を担う人づくり

住民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、支え合いの心を持って地域福祉を担うまちづくりをめざします。

② ふれあい、支え合いの地域づくり

住民同士が協働し合いながら、負担を感じずにふれあい支え合うことができるまちづくりをめざします。

③ 共に幸せを生きるためのネットワークづくり

地域におけるさまざまな人や組織・グループが連携し、情報のネットワーク化を図ることにより、住民の誰もが地域社会の一員として結びつき、お互いの知恵や経験を活かしたまちづくりをめざします。

④ 安心して生活できる環境づくり

福祉サービスの充実と健康づくりを推進し、地域における自立生活を支援することにより、誰もが、健康で安心して生活できるまちづくりをめざします。

※ユニバーサル社会：障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、誰もが対等な地域社会の一員として支えあう中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮できる社会のことです。

募集期間

第2次福知山市地域福祉計画(案)の概要

12月21日(金)から

平成25年1月15日(火)まで

市では、平成18年4月に「福知山市地域福祉計画」を策定し、住民相互の助け合いによる地域福祉を進め

● 提出方法

ご意見、氏名(事業者・団体名)、

てきました。計画年度が終了しましたので、新たに地域を取り巻く状況の変化や新たな市民ニーズを踏まえ、平成25年度からスタートする「第2次福知山市地域福祉計画」を策定します。この度、計画(案)の概要がまとまりましたので、方向性などを含め皆さんのご意見をお寄せください。

提出・問い合わせ

子育て支援課

(〒620-8501 福知山市宇

内記13番地の1 TEL 24・7088・

FAX 22・9073 Eメール fukushi

@city.fukuchiyamakyo.jp)

連絡先を記入して、件名を「第2次福知山市地域福祉計画(案)の概要に関する意見」として、ファクス・Eメール・封書はがきまたは直接、子育て支援課まで。様式は問いません。

福知山市原子力災害 住民避難計画(案)

募集期間

平成25年1月15日(火)まで

東日本大震災の原子力発電所事故を受け、事故に備えてあらかじめ避難などの計画をたてる必要がある区域(UPZ圏域)が、原子力発電所から30km圏内に設定されました。今回の設定で、福井県の高浜発電所(現在稼働停止中)のUPZ圏域に本市の一部地域が含まれることから、福知山市原子力災害住民避難計画の策定を進めています。

計画の方向性などについて皆さまのご意見をお寄せください。



●計画の基本対象範囲
高浜発電所から30km圏内を基本に、住居に連続性のある隣接自治会を含む範囲とします。

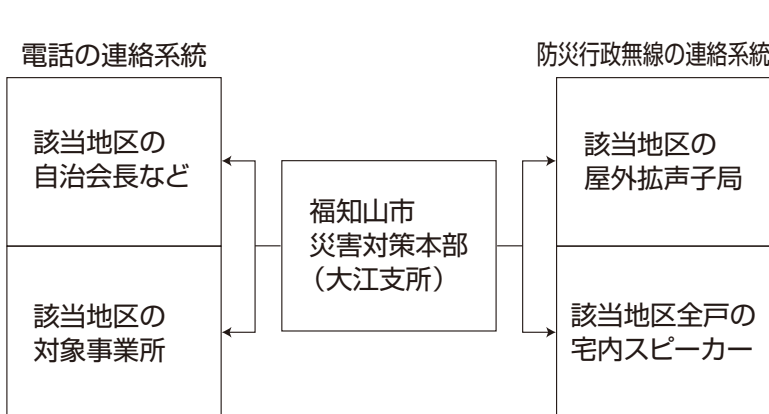
基本対象範囲	自治会	世帯数(戸)	人口(人)	備考
有路下地区	二箇下	62	151	高浜発電所から30km圏内
	市原	10	26	
	高津江	53	128	
	二箇上	48	124	30km圏内の自治会と隣接し、住居など連続性のある自治会
	三河	47	123	
計		220	552	

※基本対象範囲外の地域で避難が必要となる状況が生じた場合には、本計画に準じた対応とします。

【避難などに関する指標】

区分	予測線量(ミリシーベルト)		防護対策の内容	
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量		
警戒体制	—	5未満	50未満	各自治会と市は連携を保ち、避難準備およびモニタリングなどの情報収集にあたる。
屋内退避	レベル1	5～10未満	50～100未満	住民は、自宅等の屋内へ退避する。その際、窓を閉め、換気扇を切るなど、機密性に配慮する。
コンクリート屋内退避	レベル2	10～50未満	100～500未満	住民は、コンクリート建物の屋内に避難する。コンクリート建物がない地域にあっては、避難を開始する。
避難指示	レベル3	50以上	500以上	住民は、避難指示に従い、予測線量レベル1に達しない場所まで避難する。

●避難などの判断を行う基準と防護対策(案)
事故後のシミュレーション結果や実際の線量観測(モニタリング)により、国の機関から情報が伝達されま



●情報伝達
市災害対策本部から住民への連絡は、防災行政無線で行います。なお、地元窓口は自治会長などとなります。

※避難などに関する指標については、現在、原子力規制委員会で検討中で、新しい指標が示される可能性があります。

※市は、警戒体制の段階から市域のモニタリングを実施し、情報収集にあたります。

自治会	集合場所	避難所	輸送手段	備 考
二箇下	二箇下公会堂	武道館 および 三段池公園 総合体育館	バス	原則、国道175号および府道舞鶴福知山線を南下し避難所へ向かいます。 民間の貸切バス、路線バス、市所有バスおよび他市支援車両などから必要台数を速やかに確保し配車します。 自治会長は、自力避難者や外出の不在者などを含め自治会住民を把握し、リストを作成、市災害対策本部と共有します。最終的には市職員などの戸別訪問にて避難完了を確認します。
	有路下体育館			
市原	市原公会堂			
高津江	高津江公会堂			
二箇上	二箇上公会堂			
三河	三河公会堂			

●避難誘導および住民の輸送
基本対象範囲内の住民の輸送は次のとおり行います。

●要配慮者に対する避難支援
基本対象範囲内の住民のうち在宅の要配慮者は、心身の状況により移動手段と避難先を決定します。
ア 介助があれば自立歩行が可能な人
イ バスで一般の避難所に移送。車いす、または寝たきりの人
ウ リフト車などで福祉施設に移送。人工呼吸器など、医療の措置が必要な人
必要なら救急車などで医療機関へ移送。

避難所

施設名	所在地	収容可能人数
武道館および三段池公園総合体育館	猪崎 377-24	1,106人

要配慮者搬送病院

施設名	所在地
市立福知山市民病院	厚中町 231
医療法人 福富士会京都ルネス病院	末広町 1-38
国民健康保険大江病院	大江町河守 180

●避難が長期化する場合

避難がおおむね1カ月を超える場合には、公営住宅への入居や仮設住宅の設置を行います。仮設住宅の建設にあたっては、建設地の汚染レベルや地域コミュニティ継続への配慮

など、避難者の意向を確認しながら総合的に検討・調整します。

●計画の検証および見直し

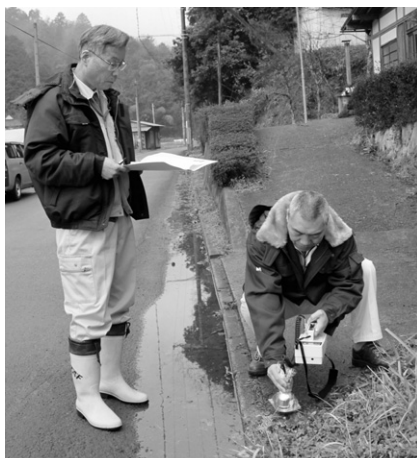
計画に定める事項は、定期的な訓練の実施などにより実効性を検証し、見直します。

●提出方法

ご意見、氏名(事業者・団体名)、連絡先を記入して、件名を「福知山市原子力災害住民避難計画(案)に関する意見」として、ファクス・Eメール・封書・はがきまたは直接、危機管理室まで。様式は問いません。

●提出・問い合わせ 危機管理室

(〒620-8501 福知山市宇内記13-1 TEL 24-7503 FAX 23-6537 Eメール kikikanri@city.fukuchiyamakyo.to.jp)



現在も30km圏内で放射線の測定を月1回実施しています。測定結果は、市ホームページで公表しています。

「地域主権改革」に伴い
制定・改正する市条例

募集期間

平成25年1月15日(火)まで

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(通称…地域主権一括法)」の制定により、これまで国が法令などで一律に決定し、自治体に義務付けてきた施設の整備や運営にかかわるさまざまな基準について、地域の実情に応じて市町村が独自の基準に基づき条例で定めることができるようになりました。
市では、市民サービスの向上や魅力的なまちづくりを進めるため、平成25年4月1日の条例制定に向けて、次ページの条例について、本市で独自の基準を盛り込み素案づくりをすすめています。
各条例案について、詳しくは市ホームページや情報公開コーナーでご確認ください。
各条例案への皆さまのご意見をお寄せください。
(次ページへつづく)

【市営住宅】 ○市営住宅条例(一部改正)
○市営住宅等整備基準条例

子育て世代への支援対策として市営住宅の入居要件を緩和し、同住宅の施設整備に関する基準を定めます。

(おもな独自基準)

- ①子育て・多子世帯の入居要件の緩和
中学生以下の子どもがいる世帯および18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の入居が可能となるよう改正します。(ただし、所得基準による制限があります)
- ②市営住宅の整備基準
温室効果ガス排出抑制など地球温暖化や周囲の景観に配慮した施設整備をすすめるほか、駐車場や集会所の整備基準について新たに定めます。

【公園】 ○都市公園条例(一部改正)

快適な都市環境の形成に必要な公園の確保に向けて、住民一人あたりの都市公園の敷地面積について、条例で定めます。

(おもな独自基準)

- ①住民一人あたり都市公園敷地面積の標準
国基準10㎡に対し市の実態に応じ20㎡とします。

【バリアフリーの推進】

- 移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例
- 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

高齢者や障害のある人が安心して移動できる市道や公園整備をすすめるための基準を定めます。

(おもな独自基準)

- ①溝蓋の基準
歩道や公園の溝蓋を車椅子のキャスターや杖が落ち込まない構造にします。
- ②公園トイレの設備基準
ドアや洗面・手洗設備を誰でも使いやすい構造にします。



【介護サービス】

- 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

介護保険の「地域密着型サービス(要介護者向け)」や「地域密着型介護予防サービス(要支援者向け)」を行う事業所の人員、設備、運営に関する基準を定めます。

(おもな独自基準)

- ①人権尊重規定
- ②暴力団排除規定
- ③災害時の協力規定
- ④火災時における初期消火・避難体制の整備
- ⑤小規模特別養護老人ホーム居室定員の緩和
プライバシーに配慮したうえで、一室2人以内から4人以内とし安価な利用料で入居が可能になります。

【道路、道路標識、河川施設の基準】

- 道路の構造の技術的基準を定める条例
- 市道路標識の寸法に関する基準条例
- 準用河川管理施設等の構造に関する条例

安心安全な市道整備のため、自動車や歩行者の交通状況などを勘案して路肩や歩道の幅員を拡大し、降雨時の安全性の高い道路舗装の整備基準を定めます。

また、道路標識の大きさや規格、市が管理する準用河川の堤防、水門・樋門、橋などの構造基準を定めます。

(おもな独自基準)

- ①自転車の走行に配慮した路肩の基準
- ②自転車歩行者道および歩道の幅員基準
人や車椅子が移動可能な歩道の「有効幅員」を原則2m以上にします。
- ③降雨時の安全確保のための舗装基準
雨水の浸透性が高い舗装は従来市街地に限られていましたが、市街地以外でも必要に応じて整備可能とします。

提出方法 ご意見、氏名(事業者・団体名)、連絡先を記入して、件名を『「地域主権改革」に伴い制定・改正する市条例に関する意見』として、ファクス・Eメール・封書・はがきまたは直接、市長公室企画政策係まで。様式は問いません。

提出・問い合わせ 市長公室企画政策係 〒620-8501 福知山市字内記13番地の1
TEL24-7030 FAX23-6537 Eメールkikaku@city.fukuchiyama.kyoto.jp